

第十四條 中央委員會、其の事務を執行するに必要とする資金を、

自費で充てる得る。

第十五條 中央委員會、本部の事務を執行するに必要とする資金を、

本部の事務に充てる得る。

第十六條 中央委員會、本部の事務を執行するに必要とする資金を、

本部の事務に充てる得る。

第十七條 中央委員會、本部の事務を執行するに必要とする資金を、

本部の事務に充てる得る。

第十八條 中央委員會、本部の事務を執行するに必要とする資金を、

本部の事務に充てる得る。

第十九條 中央委員會、本部の事務を執行するに必要とする資金を、

本部の事務に充てる得る。

第二十條 中央委員會、本部の事務を執行するに必要とする資金を、

本部の事務に充てる得る。

第三章 入黨及脱退

第十五條 成年以上ノ男女ニシテ本黨員タラントスルモノハ本部

若クハ支部ニ入黨申込ヲナスベシ

第十六條 本黨員ニシテ脱退セントスルモノハ其理由ヲ具シ本部

若クハ支部ノ承認ヲ得ベシ

第四章 黨員ノ權利義務

第十七條 本黨員ハ本部員ノ選舉權竝ニ被選舉ヲ有ス

第十八條 本黨員ハ第六條ノ事業ヨリ生ズル一切ノ利益ヲ享有ス

第十九條 本黨員ニシテ本黨ノ主義綱領竝ニ決議ニ反シ若クハ黨

創ヲ亂シタル者ハ中央委員會ノ決議ニ依リ除名スルコトアル

ベシ

第五章 會計

第二十條 本黨ノ經費ハ黨費竝ニ本黨ノ事業ヨリ生ズル收益ニ依

リ支辯ス